

特定非営利活動法人福島県防災士会 倫理規定

(目 的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人福島県防災士会（以下「本会」という）の倫理に関する内容を定めたものである。

(使 命)

第2条 会員は、社会の防災力向上を目指すものとして、その名誉を重んじ、社会的信頼が得られるよう努めなければならない。

(研 鑽)

第3条 会員は、特定非営利活動法人福島県防災士会および自己の活動に対する批判、評価等を謙虚に受け止め、自己研鑽に努めるものとする。

(公平不偏・客観性)

第4条 会員は、自己の利益や特定のもの利己的な要求に迎合することなく、常に防災に対する啓発と被災者支援の立場で公平不偏な姿勢で取り組み、客観的かつ総合的に判断し行動する。

(相互協力)

第5条 会員は、防災活動に積極的に参加し、情報と経験を共有し相互に協力し合い、誠意をもって遂行する。

(名誉と信義・自律)

第6条 会員は、常に防災知識に対する自己研鑽に努め、技術の向上により防災士としての名誉を重んじ、公平無私の立場で、専門的で且つ規律ある態度で行動し、いやしくも信義にもとるような行為を行ってはならない。

2 会員は、本会や防災士に対する信用を損ねかねない行動を行ってはならない。

(秘密保持)

第7条 会員は（退会後も）、他の防災士並びに活動中に知りえた本会および個人情報や他団体などの情報を漏らしてはならない。

(地位利用の禁止)

第8条 会員は、自己の立場を利用して自己または第三者の利益を図るような行為をしてはならない。

(通 知)

第9条 会員は、他の会員にこの倫理規定に違反する行為があり、あるいはその疑いがあることを知った時は、本会に通知する。

(再発防止)

第10条 会員は、法令や社会規範を守り違反行為の再発防止に努めなければならない。

(倫理審査会の設置)

第11条 会員が、定款や倫理規定に違反する行為があった場合は定款第11条の理事会に準拠する方法で倫理審査会を設置する。

(規定の変更)

第12条 この規定は、理事会の決議によって運用に係る内容を変更することができる。変更した場合は、理事長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

2 この規定の変更に際して、定款に係る内容の変更は、総会の決議を得なければならない。

(実 施)

第13条 この規定は、平成29年6月11日より実施する。

平成29年6月11日 特定非営利活動法人福島県防災士会理事会議決